

さいたま市告示第 5 9 3 号

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 7 条の規定により、次のとおり審理員となるべき者の名簿を作成したので告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 審理員名簿

職員の所属	役 職	氏 名
総務局総務部法務・コンプライアンス課	行政不服審査専門員	佐々木 康友
総務局総務部法務・コンプライアンス課	行政不服審査専門員	三輪 貴幸
総務局総務部法務・コンプライアンス課	副参事	横田 剛
総務局総務部法務・コンプライアンス課	総合調整幹	辻村 邦雄

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所総務局総務部法務・コンプライアンス課行政不服審査係
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 0 8 6